




第 50 号

発行所  水土里ネット新利根川
新利根川土地改良区
稲敷市幸田3542
TEL 0299-79-2417(代)
FAX 0299-79-2357

編集兼
発行人 理事長 長坂 太郎

印刷所 株式会社 タナカ





ごあいさつ

新利根川土地改良区
理事長 長坂 太郎

令和という新しい時代の幕が明けました。組合員の皆様には益々ご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。日頃より水土里ネット新利根川の円滑な運営等に格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は高城前理事長、黒田前総括監事が急逝されるといふ前代未聞の事態となりました。長きにわたり本土土地改良区にご尽力されたことに対し、深く感謝すると共に、謹んで哀悼の意を捧げます。また、混乱の中、黒田仁前理事長には急場を凌いでいただき、誠にありがとうございます。

三月二十日に稲敷土地改良事務所より大塚所長、県土連県南事業所より小沢所長ご臨席のもと、第一六五回通常総代会が開催され、第一号議案「第二三号議案まで可決承認」されました。また役員改選も行われ、新しい役員が選出されました。

四月四日開催の理事会において、不肖私が理事長にご推挙いただきました。身に余る光栄であると同時に、重責に身の引き締まる思いです。微力ではありますが、皆様のご協力のもと、使命を果たしていきたいと思っております。どうぞお願いいたします。

さて昨年を振り返りますと、日本各地で自然災害が多発しました。被災された地域の方々にお見舞い申し上げます。

すとともに、一刻も早い復興をお祈り申し上げます。地域では雨水が自然排水されないため、台風や豪雨時に土地改良施設が農地以外の排水も一手に担っており、農業以外にも地域住民の安全を守るための施設として、重要性を再認識しております。

日本は人口減少社会に突入り、当地域でも人口減少と高齢化が進んでおります。農業と農村が存続できるよう、高齢化・少子化、担い手不足等を前提条件としながら、持続的に運営可能な農業を基幹とした農村の活性化を図っていくかなければなりません。そのためには土地改良事業の実施を契機として、高収益作物への転換、大規模経営への発展や生産物を生かした6次産業化などを通じて、農業の所得や販売額を向上させる必要があります。

また、今後は農地が担い手に集積される一方、多くの農

業者がリタイアしていく中で、竣工から三十五年以上経過し老朽化した施設の維持管理と更新をどの様に円滑に行うか、改修や改築に要する費用をどう捻出し、どう軽減していくかが課題となっております。

最後に、これら多くの課題に役職員一丸となって取り組み、組合員の皆様の負託にこたえるべく努めて参りますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。とさせていただきます。





本年四月の定期人事異動によりまして、稲敷土地改良事務所長を拝命しました金（こん）と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

新利根川土地改良区の皆様には、日頃より、本県の農業振興並びに農業農村整備事業の推進について、暖かいご理解とご協力を賜っており、心より御礼申し上げます。

さて、近年の農業農村の情勢につきましては、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大、人口減少に伴う国内市場の縮小や貿易自由化など、様々な課題に直面しております。

こうした課題に対応するため、土地改良事業につきましては、農地の大区画化や担い手への集積・集約化により生

産コストを縮減させることや、水田の汎用化により野菜などの高収益作物を導入して販売額を増加させることなど、基盤整備を契機に農業所得の向上につなげることを求められております。

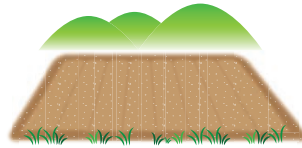
このような中、県では、昨年、新たな県総合計画を策定し、生産性や付加価値の向上、国内外の販路開拓に加え、優れた経営感覚を有する経営体の育成などに取り組みることにより、二〇二七年には農家一戸当たりの農業所得を、全国トップレベルの一〇〇万円に引き上げる目標を設定し、「儲かる農業」の実現に向けた取組を進めているところです。

また、農業農村整備としましては、この「儲かる農業」を目指す水田・畑の基盤整備のほか、老朽化した農業水利

施設の長寿命化対策や防災・減災対策の強化、さらには、多面的機能支払交付金を活用した農地や用排水路等の保全活動の拡大等を積極的に進めております。

当事務所としましては、地元負担の軽減や事業効果の早期発現に配慮しながら計画的に基盤整備を進め、管内の農業農村が今後も元気で活力あるものとなりますよう、職員一丸となつて取り組んでまいりますので、引き続き、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、新利根川土地改良区の益々のご発展と「令和」という新しい時代が皆様にとつて幸多いことをご祈念申し上げます。



農地を貸したい

● 規模縮小 ● 経営転換 ● 農地相談 でお困りの方

——— メリット ———

- 賃料は機構を通して支払われ、期間が満了すれば、農地は確実に戻ります。
- 要件を満たせば、協力金の交付が受けられます。

農地を借りたい

● 規模拡大 ● 新規参入 をお考えの方

——— メリット ———

- 長期の耕作が可能となり、安定的な経営が行えます。
- まとまった農地の借入や、分散した農地の集約化ができます。

貸付

貸付(転貸)

「農地集積バンク」 茨城県農地中間管理機構

機構が借り受けられる農地の基準 (主なもの)

- 農業振興地域内の農地。
- 再生作業が困難な遊休農地ではないこと。
- 10年以上の貸付が可能。
- 隣接地との境界が確定されている。
- 土地改良区賦課金の延滞がない。
- 大型農業機械が通行可能な進入路が確保されている。



ごあいさつ

茨城県土地改良事業団体連合会

県南事業所

所長 大場 景次

四月の定期異動によりまして、土地改良事業団体連合会 県南事業所に赴任いたしました大場でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

長坂理事長をはじめ、新利根川土地改良区の皆様方には、常日頃より農業農村整備事業の推進はもとより本会の業務運営に対しまして、特段のご高配を賜っておりますこと紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

元号が五月一日から「令和」と改元され、新たな時代の幕開けとなりました。微力ではございますが、精一杯職務を果たしてまいりますので、今後とも皆様のご支援・ご協力をお願い致します。

さて、今年度は近年の農業及び農村をめぐる情勢の変化

に対応するとともに、土地改良区の業務運営の適正化を図ることを目的とした、土地改良法の一部改正が四月一日より行われました。その内容は、組合員の資格交代の円滑化等、理事の資格要件の見直し、利水調整のルール化、土地改良施設の管理への参加、総代制度の見直し、土地改良区連合の業務の拡充、財務会計制度の見直しなど、今後の土地改良区運営に大きく影響する内容となっております。

その中で土地改良区の定款、規約、規程の改正例や複式簿記導入に関する資産評価など、実務的かつ詳細な内容が示されており、今後、研修会等も予定されており、詳細な情報が入り次第、提供させていただきますとともに、ご案内をさせていただきますと考えております。

今後、農業従事者の減少や、農村の混住化がますます進んでいくことが見込まれております。将来にわたり農業水利施設を適正に維持管理していくためには、土地改良区の体制強化と施設の適切な補修及び管理が必要であり、農村環境の保全のためにも土地改良区の存在意義は、更に高まっていくと考えられます。

本会といたしましても、土地改良区は地域農業を守る重要な組織であることを踏まえながら、会員の皆様と一緒に、本県農業の振興・発展に努めて参りますので、今後とも、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新利根川土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げます。





平成三十一年三月二十日
 (水) 当改良区大会議室において総代会が開催されました。総代定数七十八名の内七十四名が出席され、慎重審議の結果、提出された議案すべてが原案通り可決及び承認決定されました。

**第一六五回
 通常総代会を開催**



(舟申 栄 議長)

議長 舟申 栄 (浮島地区)

来賓 大塚 正美

(稲敷土地改良事務所長)

小沢 裕 市

(茨城県土地改良事業団体

連合会県南事業所長)



【決議された議案】

議案第 1 号

平成30年度新利根川土地改良区一般会計二次収支補正予算について

議案第 2 号

平成30年度特別会計償還準備積立金第二次収支補正予算について

議案第 3 号

平成30年度特別会計財政調整積立金収支補正予算について

議案第 4 号

平成30年度特別会計基幹水利施設管理事業収支補正予算について

議案第 5 号

平成30年度特別会計償還金収支補正予算について

議案第 6 号

平成31年度新利根川土地改良区一般会計収支予算について

議案第 7 号

平成31年度新利根川土地改良区一般会計収支予算に伴う政策金融公庫資金借入れについて

議案第 8 号

平成31年度新利根川土地改良区一般会計予算内一時借入金について

議案第 9 号

平成31年度新利根川土地改良区余裕金の預入先金融機関について

議案第 10 号

平成31年度新利根川土地改良区役員の報酬・賞与・手当・旅費について

議案第 11 号

平成31年度特別会計基本財産積立金収支予算について

議案第 12 号

平成31年度特別会計償還準備積立金収支予算について

議案第 13 号

平成31年度特別会計財政調整積立金収支予算について

議案第 14 号

平成31年度特別会計機材償却積立金収支予算について

議案第 15 号

平成31年度特別会計土地改良施設整備基金積立金収支予算について

議案第 16 号

平成31年度特別会計退職給与積立金収支予算について

議案第 17 号

平成31年度特別会計役員退任慰労積立金収支予算について

議案第 18 号

平成31年度特別会計基幹水利施設管理事業収支予算について

議案第 19 号

平成31年度特別会計基幹水利施設管理事業予算内一時借入金について

議案第 20 号

平成31年度特別会計償還金収支予算について

議案第 21 号

平成31年度新利根川土地改良区経常賦課金、県営灌排賦課金賦課率及び徴収期限について

議案第 22 号

平成31年度特別会計償還金賦課率及び徴収期限について

議案第 23 号

新利根川土地改良区役員 (理事・監事) の総選挙について

● 役員紹介
任期満了により新執行体制決まる

役員改選後、第一回目の理事会及び監事会を去る平成三十一年四月四日に開催し、理事長に長坂太郎理事、副理事長に内田和新理事、総括監事に土肥徳良監事が選出され就任いたしました。

◆ 理事 (定数十七名)
新役員の顔ぶれ



旧江戸崎町 根本 茂
旧新利根町 大崎 令雄
旧新利根町 染谷 定雄
旧新利根町 川島 昇



旧東町 内田 和新
旧東町 長坂 太郎
旧東町 坂本 允
旧桜川村 坂本 勤治
旧桜川村 高木 清實
旧桜川村 黒田 輝美



河内町 本橋 茂司
河内町 鈴木 英雄
河内町 金澤 正
旧東町 平野 敦司
旧東町 永長 秀敏
旧東町 齋藤 富夫
旧東町 飯塚 幸一

◆ 監事 (定数五名)



河内町 細谷 義昌
旧東町 羽生 猛
旧東町 黒田 敏男
旧桜川村 根本 文雄
旧新利根町 土肥 徳良

【役員任期】
平成三十一年四月四日
～ 令和五年四月三日

任期満了による
役員退任

このたび役員(理事・監事)の任期満了に伴い、長い間改良区の運営に御尽力いただきました次の方々が退任されました。

▼ 退任

- 〈理事〉
黒田 仁 (旧東町)
内埜 利一 (旧桜川村)
小倉 清 (旧東町)
森田 潔 (河内町)
大崎 榮 (旧東町)
平野 由雄 (桜川村)
〈監事〉
坂本 秀樹 (旧東町)
宮渕 東陽 (旧新利根町)

長い間ご尽力をいただき、ありがとうございました。



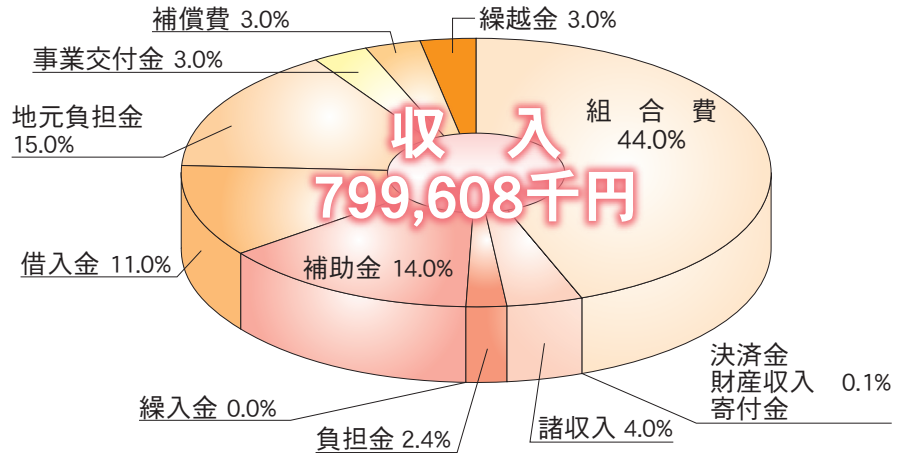
平成31年度 予算のあらまし

一般会計 収支共 799,608千円

■一般会計予算

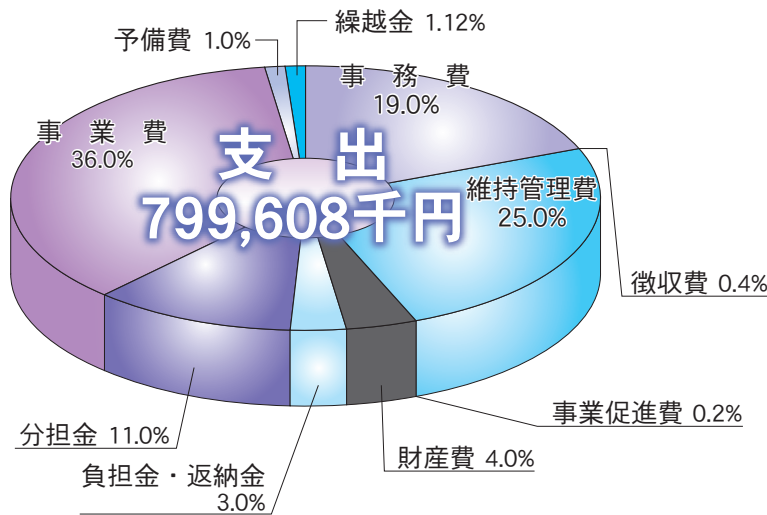
●収入

項目	金額(千円)	割合(%)
組合費	353,279	44.0
決済金	300	0.1
財産収入	10	
寄付金	1	
諸収入	31,132	
負担金	19,433	2.4
繰入金	5	0.0
補助金	113,600	14.0
借入金	87,740	11.0
地元負担金	122,601	15.0
事業交付金	21,384	3.0
補償費	27,000	3.0
繰越金	23,123	3.0
計	799,608	100.0



●支出

項目	金額(千円)	割合(%)
事務費	150,725	19.0
徴収費	3,301	0.4
維持管理費	197,307	25.0
事業促進費	1,400	0.2
財産費	34,684	4.0
負担金	25,913	3.0
返納金	1	0.0
分担金	87,741	11.0
事業費	284,584	36.0
予備費	5,000	1.0
繰越金	8,952	1.12
計	799,608	100.0



■特別会計予算

会計名	予算額(千円)	内容
基幹水利施設管理事業	229,822	国営施設の管理(稲敷市より受託)
償還金	354,371	県営灌排・団体営事業等償還

令和元年(平成31年)度事業の 実施計画

1. 基幹水利施設ストックマネジメント事業 新利根第1 機場地区

- ・総事業費：373,000,000 円 ・施行年度：H26 年度～ H34 年度
- ・受益面積：556.7ha ・本年度予算額：64,450,000 円
- ・事業内容：電気設備整備工事

2. 基幹水利施設管理事業 新利根川沿岸地区

- ・管理受託費：229,820,000 円 ・施行年度：H31 年度
- ・受益面積：5,660ha
- ・事業内容：ポンプ付帯設備・電気設備・除塵設備等の整備・電力料 一式

3. 土地改良施設維持管理適正化事業 第4 1 期生 新利根川地区(尾島第1 機場)

- ・事業費：23,760,000 円 ・施行年度：H31 年度
- ・受益面積：93ha ・事業内容：ポンプ設備整備その他工事

4. 農業水路等長寿命化・防災減災事業 新利根川沿岸7 期地区

- ・事業費：88,000,000 円 ・施行年度：H31 年度
- ・受益面積：5,713ha ・事業内容：ポンプ設備整備その他工事

5. 農業生産基盤整備事業 西の洲・新田地区

- ・事業費：139,200,000 円 ・施行年度：H31 年度
- ・受益面積：西の洲：52.9ha 新田：10ha
- ・事業内容：西の洲地区機械設備整備及び建築工事・新田地区排水路護岸工事

6. 市道(東)2-11 号線補償事業

- ・事業費：27,000,000 円 ・施行年度：H31 年度
- ・事業内容：パイプライン移設工事

7. 調査設計業務 野田奈川地区・十三間戸地区

- ・業務内容：事業計画策定



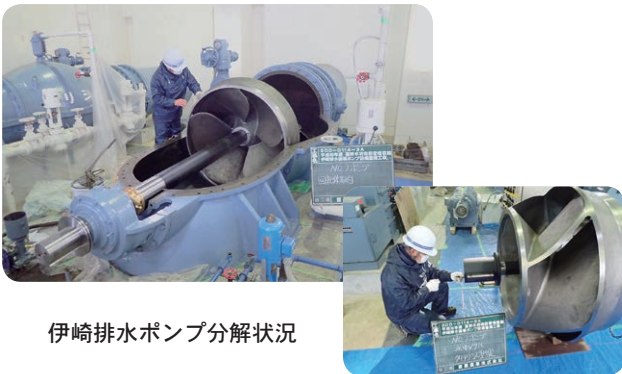
平成30年度事業の実施状況

◆基幹水利施設ストックマネジメント事業 新利根第1 機場地区

- ▲事業費 2,350,000 円
- ▲受益面積 556.7ha
- ▲事業内容 ポンプ設備等の改修
- ▲事業内容 電気設備整備工事

◆基幹水利施設管理事業 新利根川沿岸地区

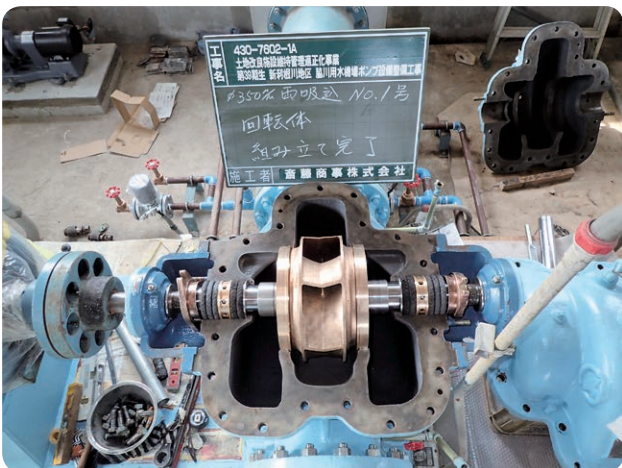
- ▲管理受託費 222,930,000 円
- ▲受益面積 5,660ha
- ▲事業内容 伊崎排水機場ポンプ設備整備工事他 4 件
電力料等



伊崎排水ポンプ分解状況

◆土地改良施設維持管理適正化事業 第 39 期生 新利根川地区 (脇川用水機場)

- ▲事業費 16,170,000 円
- ▲受益面積 136.8ha
- ▲事業内容 ポンプ設備整備工事 (ポンプ・電動機その他一式)



用水ポンプ分解状況

◆水利施設等保全高度化事業 (簡易整備型) 新利根川沿岸 6 期地区

- ▲事業費 88,000,000 円
- ▲受益面積 5,713ha
- ▲事業内容 太田送水管その他塗装工事他 4 件



太田送水管塗装

◆農業生産基盤整備事業 東大沼・西の洲・新田地区

- ▲事業費 117,220,000 円
- ▲受益面積 東大沼：11ha 西の洲：52.9ha
新田：10ha
- ▲事業内容 東大沼地区排水路護岸工事
西の洲地区機械設備工事及び排水路護岸工事
新田地区排水路護岸工事



西の洲第2 機場

◆市道 (東) 2 - 11 号線補償事業 手賀八千石地区

- ▲事業費 61,300,000 円
- ▲事業内容 パイプライン移設工事 φ 600 ~ 150mm

◆調査設計業務 野田奈川地区・尾島地区

- ▲業務内容 事業計画策定

**平成29年度
収支決算報告**

収入済額 1,938,251,016 円也
支出済額 1,101,034,051 円也
差引残高 837,216,965 円也 (次年度へ繰越)

■ 一般会計 ■

▼収入

科 目	決 算 額	摘 要
1) 組 合 費	344,173,768	徴収率97.4%
2) 決 済 金	1,540,580	農地転用決済金
3) 財 産 収 入	13,800	農林中金、県信連出資配当金
4) 寄 付 金	0	
5) 諸 収 入	26,751,697	未収賦課金、他目的使用料、機材使用料外
6) 負 担 金	16,419,440	事務受託費、市負担金
7) 繰 入 金	51,716	特別会計より
8) 補 助 金	38,175,000	国費補助金、県単事業補助金
9) 借 入 金	22,109,414	政策金融公庫より 横利根川地区、新利根第1 機場地区
10) 地 元 負 担 金	48,979,440	佐原組新田地区、東大沼地区、新田地区
11) 事 業 交 付 金	13,500,000	佐原組新田機場
12) 補 償 費	4,071,600	稲敷市より受託
13) 繰 越 金	27,508,517	前年度より
収 入 合 計	543,294,972	

▼支出

科 目	決 算 額	摘 要
1) 事 務 費	140,487,367	報酬、俸給、手当、事務所費外
2) 徴 収 費	751,732	賦課金通知書郵送料、振替手数料外
3) 維 持 管 理 費	163,587,190	電力料、施設管理費外
4) 事 業 促 進 費	490,152	広報費外
5) 財 産 費	18,034,490	特別会計へ
6) 負 担 金	23,649,920	基幹水利事業負担金外
7) 返 納 金	0	
8) 分 担 金	22,575,189	横利根川地区、新利根第1 機場地区
9) 事 業 費	117,222,880	佐原組新田外
10) 予 備 費	0	
11) 繰 越 金	56,496,052	次年度へ
支 出 合 計	543,294,972	

■ 特別会計 ■

会 計 名	収入済額	支出済額	差引残高
1) 基 本 財 産 積 立 金	361,485,005	49,200,440	312,284,565
2) 償 還 準 備 積 立 金	203,439,080	0	203,439,080
3) 財 政 調 整 積 立 金	10,501,287	0	10,501,287
4) 機 材 償 却 積 立 金	31,156,674	0	31,156,674
5) 土 地 改 良 施 設 整 備 基 金 積 立 金	52,753,736	0	52,753,736
6) 退 職 給 与 積 立 金	66,718,409	21,765,744	44,952,665
7) 基 幹 水 利 施 設 管 理 事 業	215,850,311	215,850,311	0
8) 国 営 事 業 償 還 金	51,465,301	31,946,533	19,518,768
9) 償 還 金	401,586,241	295,472,103	106,114,138
合 計	1,394,956,044	614,235,131	780,720,913

◆平成29年度の決算が平成30年8月9日開催の臨時総代会で承認されました。◆

◀ 平成 29 年度 賦課金の徴収状況 ▶

会 計 名	調 定 額	納 入 済 額	未 納 額	未納者数	徴 収 率
賦 課 金	353,416,364	344,173,768	9,242,596	194	97.4%
償 還 金	318,950,266	310,469,185	8,481,081	158	97.3%
合 計	672,366,630	654,642,953	17,723,677	201	97.4%

平成 29 年度 財産目録

平成30年5月31日調製

【資産】

単位:円 【負債】

単位:円

摘 要				金 額	摘 要			金 額
流動資産				1,026,214,204	長期負債			806,283,794
	現金及び預金	現 金	一般会計	100,336	長期借入金	日本政策金融公庫		581,522,488
		預 金	一般会計	60,544,538		常 陽 銀 行		63,518,044
			特別会計	106,114,138		筑 波 銀 行		89,163,262
			償 還 金 会 計	19,518,768		平準化資金(JA稲敷)		71,000,000
			国営事業償還金	81,548,887		J A 稲 敷		1,080,000
	未 収 金	未収賦課金	一般会計	72,044,195				
			特別会計	30,400,846				
			償 還 金 会 計	655,088,007				
			国営事業償還金	854,489				
	特定資産	各種積立金						
		出資金等						
固定資産				32,236,815	短期負債			44,952,665
	土 地			21,103,902	引 当 金	退職給与積立引当金		27,599,031
	建 物			3,017,977		退任慰労積立引当金		17,353,634
	備 品			8,114,936				
資 産 合 計				1,058,451,019	負 債 合 計			851,236,459



役員視察研修報告

- ◆期 日 平成30年10月11日(木)～10月12日(金)
- ◆視 察 地 水戸市 那珂川沿岸用水管理センター、成沢吐水槽
(関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所)
(那珂川沿岸農業水利事業推進協議会)
- ◆視察内容 ●「国営那珂川沿岸農業水利事業」について



◀事業予算に関する要望活動状況▶

●茨城県土地改良事業団体連合会役員 国務大臣へ要望書を提出

平成30年5月21日に、島田穰一副会長他役員と共に、麻生太郎財務大臣と面談し、「農業農村整備事業の安定的な確保について」要望書を提出いたしました。



上月良祐 農林水産大臣政務官(当時)



進藤金日子 参議院議員

◆令和元年度 新利根川土地改良区の賦課金について◆

前 期			
種 類	賦課率 (1,000㎡当り)	発行年月日	徴収期限
経 常 賦 課 金	田 3,150円 畑 1,050円	令和元年6月3日	令和元年7月1日
後 期			
種 類	賦課率 (1,000㎡当り)	発行年月日	徴収期限
経 常 賦 課 金	田 3,150円 畑 1,050円	令和元年9月2日	令和元年9月30日
県 営 灌 排 賦 課 金	田 4,000円 畑 2,660円		

土地改良法第37条 新利根川土地改良区定款第30条により延滞金が発生いたします。(日々 4銭)

口座振替をご利用の方は、納期の前に残高の確認等、期限内納付へのご協力をお願いします。

■令和元年度 償還金賦課率一覧表

令和元年9月2日発行

地 区 名		1,000㎡当り賦課率		償還完了年度	地 区 名		1,000㎡当り賦課率		償還完了年度
56	伊 崎 土 地 総	排	円 6 3 0	R5 (H35)	62	十余島Ⅲ期土地総	暗	円 7 9 0	R5 (H35)
		1支	1 0 0		64	東 中 央 土 地 総	排	1, 4 0 0	R5
		暗	4 8 0				暗	2, 1 2 0	
		パ	7 3 0				佐バ	4 9 0	
57	十余島Ⅰ期土地総	排	8 0 0	R5	66	金江津Ⅱ期土地総	排泥	1 2 0	R7 (H37)
		暗	3 7 0				暗	9 6 0	
59	十余島Ⅱ期土地総	排	7 5 0	R5	70	新橋地区経営体	排	2, 9 9 0	R11 (H41)
60	東 村 西 部	ほ	1, 5 0 0	R5			ハ	2 1 0	
		護岸	2 3 0				護床	9 0	
		護床	4 8 0				暗	1, 5 3 0	
61	金江津Ⅰ期土地総	支排	5 9 0	R5	71	八 筋 川 開 拓	ボ	1, 5 0 0	R11
		清支	4 3 0		徴収期限 令和元年9月30日限り				



農地中間管理事業の メリット措置

2019
年度版

茨城県農地中間管理機構に農地を10年以上貸し付けた場合には、次のような支援が受けられます。

茨ひより
(茨城県公認Vtuber)

地域の取組への支援

● 地域集積協力金 ●

※1と2の同一年度での重複交付は無し。

人・農地プランの実質化に向けたスケジュールが作成されている地域を支援します。

1 集積・集約化タイプ

機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域を支援。

交付要件

交付対象農地のうち1割以上が新たに担い手に集積されることが確実であること。

当該年度の貸付面積 ÷ 地域の農地面積

(前年度までの機構貸付面積除く)

注1 中山間地域は、中山間地農業ルネッサンス事業実施地域(詳しくは市町村にお問合せ願います。)

注2 東日本大震災の津波被災地域は上記単価に0.3万円/10a上乘せ。

注3 一般地域の2回目以降の申請は、区分1の活用率を10%超とします。

区分	機構の活用率		交付単価 / 10a
	一般地域	中山間地域	
1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円
2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円
3	70%超	30%超50%以下	2.2万円
4	—	50%超	2.8万円

2 集約化タイプ

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域を支援します。

交付要件

(次のいずれかを満たすこと)

- 地域の農地面積に占める担い手の1ha以上の団地面積の割合が20%以上増加すること。
- 既に担い手1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域は、担い手1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上になること。

※中山間地及び樹園地は50a以上

区分	機構の活用率	交付単価 / 10a
1	40%超70%以下	0.5万円
2	70%超	1.0万円



個々の農地の出し手への支援



● 経営転換協力金 ●

交付対象 機構に農地を貸し付けることにより、

- 経営転換する農業者
- リタイアする農業者
- 農業経営を行わない農地相続人

交付要件

全ての自作地を10年以上機構に貸し付けること

交付単価	1.5万円 / 10a
上限額	50万円 / 1戸

今回のメリット措置は、**2019年1月1日から2019年12月末日までに**各市町村農業委員会の総会で農用地利用集積計画が決定されたものが対象となります。

※交付単価は、国予算の動向や集積実績によって、変わる場合があります。

農家のみなさんへ 貸したい農地ありませんか？



農地を貸したい

・規模縮小 ・経営転換 ・農地相続 でお困りの方

メリット

- 賃料は機構を通して支払われ、期間が満了すれば、農地は確実に戻ります。
- 期間満了後、継続して貸付することもできます。
- 受け手が耕作できなくなった場合、機構が次の受け手を探します。

農地を借りたい

・規模拡大 ・新規参入 をお考えの方

メリット

- 長期の耕作が可能となり、安定的な経営が行えます。
- まとまった農地の借入や、分散した農地の集約化ができます。

貸付

貸付(転貸)

「農地集積バンク」茨城県農地中間管理機構

機構が借り受けられる農地の基準(主なもの)

- 農業振興地域内の農地。
- 再生作業が困難な遊休農地ではないこと。
- 10年以上の貸付が可能。
- 賃借範囲が明確にできること。
- 土地改良区賦課金の延滞がない。
- 大型農業機械が通行可能な進入路が確保されている。

※機構が借り受けた農地については、土地改良事業が行われることがあります。

詳しくは、最寄りの市町村(農政担当)または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

茨城県農地中間管理機構

(公益社団法人茨城県農林振興公社) 茨城県水戸市上国井町3118-1

TEL.029-350-8687

■ ホームページ

<http://www.ibanourin.or.jp/nourin/kanri/>

茨城県農林振興公社

検索

QRコードからもアクセスできます。



各地域お問い合わせ先

■ 県北農林事務所 駐在 TEL.0294-33-8772

■ 県央農林事務所 駐在 TEL.029-231-6560

■ 鹿行農林事務所 駐在 TEL.0291-32-6272

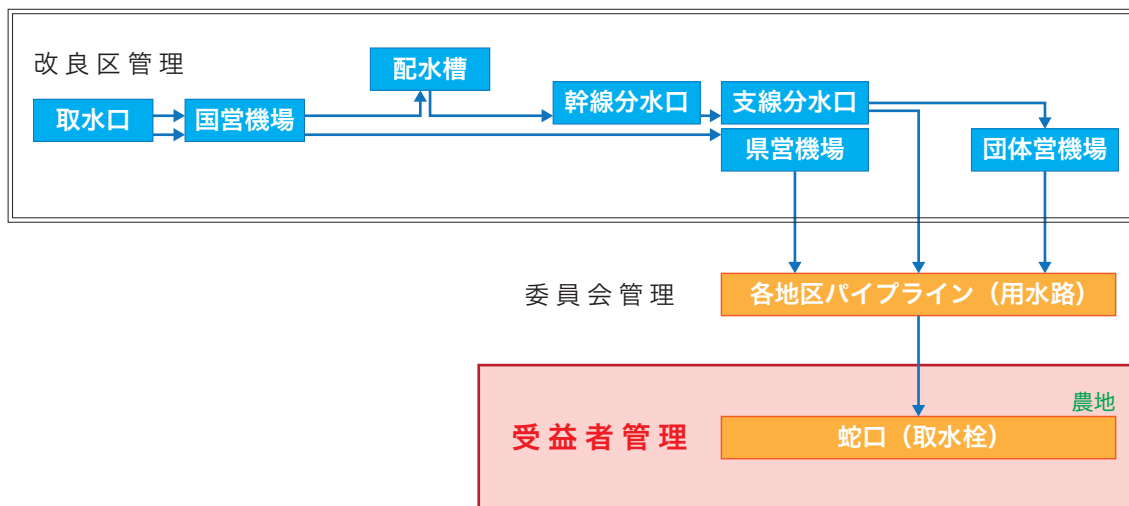
■ 県南農林事務所 駐在 TEL.029-823-5633

■ 県西農林事務所 駐在 TEL.0296-48-8225

◆維持管理区分◆

国営機場及び国営等の幹線・支線水路の管理は改良区が、県団体営機場については、整備を改良区が行い、操作及び日常の点検管理・清掃等を地区管理委員会に委託しております。又、地区の用水路（パイプライン）・小排水路等は管理委員会が、取水栓（蛇口）落水工・暗渠排水等は、受益者の管理となっております。

【用水管理模式図】



用水は、取水口に始まり用水機場・幹線用水路・支線用水路さらに地区管理の用水路（パイプライン）受益者等管理の取水栓（蛇口）等に枝分かれしながら水田に用水を行っております。

【排水管理模式図】



排水は、水田から落水工及び暗渠排水により小排水路に流下させ支線排水路・幹線排水路を経由して、遊水池に集り溜まった水を、排水機場によりポンプアップして一級河川等に排水しております。

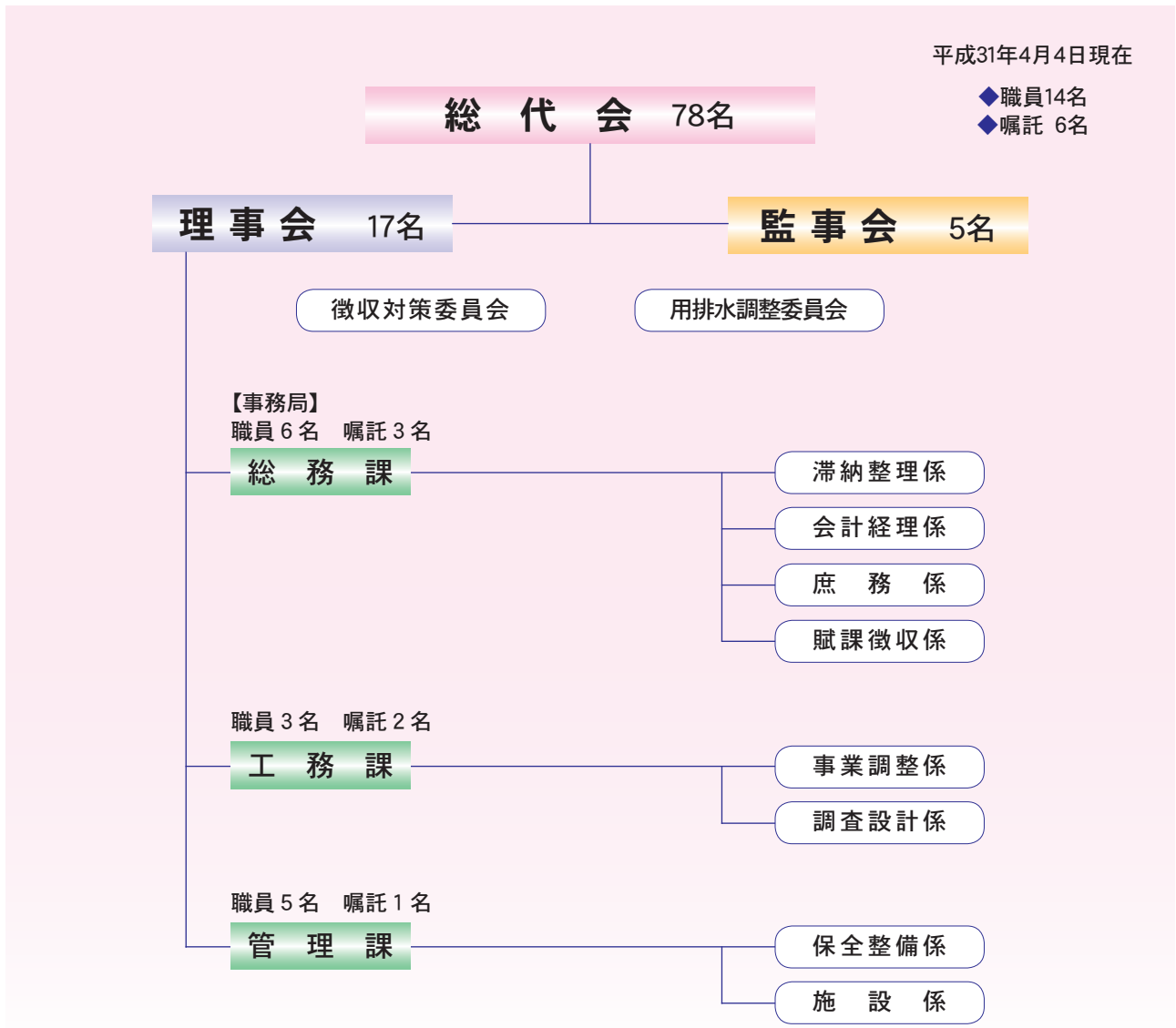
当改良区は原則として施設末端（蛇口）まで管理しておりません。
用排水に関するご相談は、まずは各地区管理委員会へお願いします。

平成31年度 管理委員長名簿

系統	施設名	地区名	管理委員長	系統	施設名	地区名	管理委員長			
新利根川	十余島用水機場	上之島	坂本 敏光	排水	平須排水機場	西部平須	高木 一浩			
		新川	一鍬田 弘		新平須機場	新平須	井上 俊夫			
		結佐六角用水機場	結佐		渋谷 秀雄	内沼排水機場	金江津内沼宮前	高橋 衛		
		手賀八千石用水機場	手賀組新田	塙 貴生	井戸	神宮寺第一機場	神宮寺	関川 昭		
		十余島南用水機場	八千石	黒田 新一		神宮寺第二機場				
	佐原組新田用水機場	四千石	黒田 新一	神宮寺第三機場						
	大須賀用水機場	分木工	四ツ谷	諸岡 邦男	霞ヶ浦	北水路	尾島第1機場	尾島	高須 恵悟	
			曲瀧	佐藤 勝男			草場・尾島第二機場	草場尾島第二	野村 守	
			押砂	吉田 勝			伊崎水門	野田奈川干拓	伊崎西揚水機場	野田奈川干拓
			新利根第一機場	新利根	篠田 孝					
			水利調整員	大須賀系	蛭原 一	南水路	須賀津用水機場	四箇 (須賀津西・馬渡)	高須 邦友	
			水利調整員	太田系	土肥 徳良		須賀津排水機場			
			大須賀北部機場	大須賀北部	山口 輝雄		須賀津水門			
		分木工	東村西部 福田	渡辺 良一	利根川	馬渡用水機場	馬渡排水機場			
			東村西部 市崎	山口 一元		余津谷機場			余津谷	坂本 裕
			東村西部 町田	篠原 清		流作用水機場			流作	渋谷 秀雄
		太田金江津用水機場	分木工	東村西部 大沼	松本 正一	横利根川	境島機場	境島	羽生 猛	
				東大沼機場	東大沼		甲賀 松夫	八筋川開拓第1機場	八筋川開拓	稲木 之雄
			分木工	清水	坂本 旭	八筋川開拓第2機場	西代ト杭	鑑田 裕一		
				太田池	松田 彦一	東六区八筋川用水機場				
駒塚				小川 昌一	東六区八筋川排水機場	西代用水機場			西代 1、2	大戸 常男
太田下	土肥 徳良	脇川用水機場	脇川	高橋 衛						
脇川用水機場	脇川	人見 裕二	分木工	桑山新田	武田 明					
清久島橋向用水機場	橋向	根本 掌吉	新利根第一機場	柳浦	椎塚 瑞男					
金江津系	平須用水機場	西部平須	高木 一浩							
	分木工	大浦	高橋 克雄							
	十平用水機場	十三間戸	石橋 利之							
	新橋用水機場	新橋	森川 丈夫							

「水の出が悪い」「漏水している」等の問い合わせが直接土地改良区に寄せられますが、地区のパイプライン、排水路に関しては、地区管理委員会が管理しております。
ご理解と、ご協力をお願いいたします。

新利根川土地改良区機構図



職員募集

- 職 種 土地改良事業に関わる事務及び施設の管理業務等
- 募集人数 若干名 (令和2年4月採用)
- 応募資格 高校卒業以上または見込みの者
- 初任給 参考：高校新卒者148,600円程度、
大学新卒者180,700円程度
期末・勤勉手当、通勤手当、扶養手当等
※給与規定による
- 応募期間 令和元年8月19日 ~ 9月10日
- 試験日 1次試験 令和元年10月予定(教養試験、一般性格診断検査、作文等)
2次試験 1次試験の合格者へ後日連絡
(面接等)



※詳細については総務課までお問い合わせ下さい。

☎ 0299-79-2417

組合員の皆様へ！お願い…

水路を守ろう！

◆不法投棄は犯罪です◆

個人の場合 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはその両方の罰
 法人の場合 3億円以下の罰金刑

組合員の皆様には、多面的機能支払い交付金等の活動で水路の清掃を行っていただいておりますが、未だに水路への不法投棄があります。また、廃材やモミガラを水路敷で燃やす等の行為も報告されております。これらのゴミは台風などの際に排水機場まで流され、土地改良区が処分しておりますが、その費用は貴重な賦課金から支出されます。

どうか皆様には、水路等の施設は共有の財産という認識をお守りいただき、不法投棄防止にご理解とご協力をお願いいたします。

**ゴミの
不法投棄はしない!!
不法投棄は
犯罪です!!**



ゴミにより詰まった排水路



原因は不法投棄されたマットレス



ゴミ撤去後の排水路

◆蛇口の盗難にご注意下さい◆

昨年度は用水時期においてもパイプライン蛇口の盗難が多数発生しました。

パイプライン蛇口は個人の管理となっておりますが、被害を発見された際はご連絡をお願いします。
 (土地改良区では蛇口の販売は行っていません)



このような時は必ず届出が必要となります。

組合員資格に異動があったとき

- ◆農地の所有権や耕作権の異動。
(売買、相続、賃借権、交換等)
- ◆農業者年金等受給のために経営を移譲。
- ◆組合員が亡くなられたとき。
- ◆住所の変更。



組合員資格得喪通知書
口座振替の変更をお願いします。

農地を転用するとき

- ◆農地を宅地や駐車場等に地目変更する。
- ◆公共事業等により用地買収された。
- ◆地籍調査により地目が農地以外になった
- ◆**決済金の納付が必要です。**



農地転用届
地区除外申請書
施設使用承認書

改良区施設を使用するとき

- ◆雨水や浄化槽排水を水路に放流する。
- ◆水路に橋を架け、出入り口を作る。
- ◆施設用地に工作物を設置する。
- ◆**使用料が発生する場合があります。**



他目的使用申請書
施設使用承認書

土地改良法第43条により組合員からの通知が義務付けられております。
公共機関で手続きを行っても、土地改良区に届出が無ければ、賦課金等の変更はできません。

ご注意ください！【農地の売買や借入をするとき】

賦課金の未納がある農地を売買・借入等をするとき、法律により、新しい耕作者が未納金の支払い義務を負うこととなります。(土地改良法第42条1項)

滞納があることを知らなかった場合でも、滞納がある農地の所有権を得たり、農業委員会を通して利用権設定を受けてしまうと、法律上、未納金の支払い義務を免れることができなくなってしまいますので、農地を購入したり、利用権の設定を受けるときは、その土地に土地改良区の賦課金等の未納が無いか、必ず事前に確認してから契約を締結するよう、ご注意ください。

令和元年度 用水機場の休止日

火曜日	金曜日
5月28日	5月31日
6月4日	6月7日
6月11日	6月14日
6月18日	6月21日
6月25日	6月28日
7月2日	7月5日
7月9日	7月12日

電力料の削減にご協力をお願いします。

